

## 第 330 回月例会報告・報告概要

開催日：2015 年 1 月 24 日 10:00

報告者：森田 豪（弁護士・栄光綜合法律事務所）

テーマ：解任された役員による損害賠償

報告者コメント：会社法 339 条は理由を問わず株主総会決議により役員の解任が可能であるとしつつ、解任について「正当な理由」がある場合を除き会社に損害賠償義務があると定める。この「正当な理由」の解釈には必ずしも明らかでないところがあるが、近時の判例も参照しつつ改めて整理してみたい。

---

### 報告概要

#### 1 問題点の所在

会社法 339 条 2 項には損害賠償請求権の規定がある（旧商法 257 条 1 項も参照）

（実務では・・・）経営権の争いに焦点があたる

⇒賠償責任について議論は二次的な問題とされることが多い

#### 2 会社法 339 条 2 項の損害賠償請求権の法的性質

##### ①法定責任説（裁判例・実務）

・「株主総会による解任の自由の保障」と「役員等の任期に対する期待の保護」との調和を図る趣旨

・会社側の故意過失は賠償請求とは要件とはならない。

##### ②不法行為責任説

##### ③債務不履行責任説

#### 3 「正当な理由」の意義

##### (1) 一般的な意義として

法定責任説⇒「会社・株主の利益」と「取締役の利益」の調和のうえに決定

「取締役に職務を執行させるにあたり障害となるべき状況が客観的に生じた場合」、「会社において取締役として職務の執行を委ねることができないと判断することもやむを得ない客観的、合理的な事情」などの表現で説明。

（参考裁判例）名古屋地判昭和 63・9・30 判時 1297・136

広島地判平成 6・11・29 判タ 884・230

大阪地判平成 10・1・28 労判 732・27

秋田地判平成 21・9・8 金商 1356・59

東京地判平成 23・1・26 判タ 1361・218

##### (2) 立証責任

旧商法下：賠償請求する被解任者側が正当理由のないことを主張・立証すべきという見解（請求原因説）と、会社側が正当理由を主張・立証した場合に賠償責任を免れるという見解（抗弁説・判例）

現行法：会社法 339 条 2 項の文言上も正当理由が抗弁であることが明確化された。

##### (3) 問題となる具体的な類型

① 法令・定款違反行為 ⇒正当事由に争いなし

- 正当事由肯定例（上記広島地判、東京地判平成18・8・30 労判925・80）
- ② 心身の故障 ⇒判断の一要素  
同肯定例（最判昭和57・1・21 判時1037・129、上記広島地判）
- ③ 職務への著しい不適任 ⇒取締役間や株主との対立、信頼関係喪失との区別が困難  
同肯定例（東京高判昭和58・4・28 判時1081・130、横浜地判平成24・7・20 判時2165・141）  
同否定例（東京地判平成11・12・24 労判777・20）
- ④ 取締役・株主との対立、信頼関係喪失 ⇒正当事由が認められづらい事情  
同肯定例（上記大阪地判平成10・1・28、上記東京地判平成18・8・30、上記秋田地判、上記横浜地判）  
同否定例（東京地判昭和57・12・23 金商683・43、上記名古屋地判、上記東京地判11・12・24、上記東京地判23・1・26）
- ⑤ 経営の失敗 ⇒争いあり。基準の困難さ。  
同肯定例（上記広島地判）
- ⑥ 経営権移転に伴う場合 ⇒主観的対立関係の場合もありうる（正当事由の存在は否定的となるおそれ）
- ⑦ 名目的役員を解任する場合 ⇒株主間の利益分配の趣旨は問題か？  
同肯定例（東京地判平成20・7・11 WESTLAW 参照）
- (3) 解任時に認識されている事由に限られるか  
考慮しなかった事例あり（東京地判平成22・1・26 WESTLAW）
- (4) 選任前の事由が解任の正当理由となりうるか  
・ 解任の訴え（会社法854条）の場合⇒解任事由にならない  
東京地裁宮津支判平成21・9・25 判時2069・150  
宮崎地判平成22・9・3 判時2094・140  
・ 正当事由否定例（東京地判平成20・7・28 WESTLAW）参照

#### 4 会社が賠償すべき損害の範囲

- (1) 得べかりし利益  
一般的には、解任されなければ残存の任期期間中および任期終了時に得べかりし利益の喪失による損害とされる。
- ① 任期満了までの報酬 ⇒典型的な損害。任期延長された非公会社は問題。  
② 退職慰労金、賞与 ⇒支給の蓋然性
- (2) その他  
① 慰謝料 ⇒法定責任説は否定説と親和的？  
② 弁護士費用 ⇒同上
- (3) 損益相殺を認めた事例  
解任後競業行為を行っていた場合（東京地判平成20・12・1 WESTLAW）がある。

（大阪企業法務研究会幹事会）